

広島県告示第八百八十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定によって、指定居宅介護支援事業者として次の者を指定した。

平成二十三年十月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定居宅介護支援事業者	主たる事務所の所在地	名称	行居宅介護支援事業所を	所在地	指定年月日
株式会社三和会	広島市佐伯区藤の木二丁目二番一五号	居宅介護支援事業所若葉台	広島市安佐南区伴北七丁目三番二七号	平成二十三年九月一日	
株式会社良隣	広島市安佐南区八木三丁目三―四―一〇四	介護事業所となり	広島市安佐南区西原二丁目二六―一三ボ―・ソレイユ・オキ一〇三	平成二十三年九月一日	
株式会社ほんわか	尾道市西御所町一番二七号	居宅介護支援事業所ほんわか	尾道市西御所町一番二七号	平成二十三年九月一日	